（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第五条　算定政令附則第十八条に規定する経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条、附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四から第七条の六まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十五条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条	
附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十五条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条	以下同じ。）でないもの
（略）	（略）	（略）	（略）
附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	附則第十五条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条	でないもの

（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第五条　算定政令附則第十五条に規定する経過的組合員を組合員とする組合について、前条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四から第七条の七まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条	
附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条	以下同じ。）でないもの
（略）	（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項及び第三項	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条	でないもの